

経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する 基準の最終化に向けた検討状況について (概要)

2023年6月 金融庁

※こちらは概要版です。詳細については本文をご参照ください。



経済価値ベースのソルベンシー規制導入について

- 経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）を導入する意義は、主に以下の3つの観点から整理できる。
 - ① **契約者保護**：保険会社の中長期的な健全性をフォワードルッキングに反映できる規制を導入することにより、リスクが発現した場合にも保険債務を履行できるだけの支払能力の確保を求め、契約者の保護を図る。
 - ② **保険会社のリスク管理の高度化**：既に経済価値ベースの考え方を取り入れている会社については、内部管理上の指標と規制上の指標の整合性の向上、未だ経済価値ベースの考え方を取り入れていない会社については、経済価値ベースに基づくリスク管理の導入の促進が期待される。
 - ③ **消費者・市場関係者等への情報提供**：経済価値ベースの統一的な基準に基づく情報開示を行うことで、一定の比較可能性を持った形で財務の健全性に関する情報提供が充実し、保険会社と外部のステークホルダーとの対話を通じて、保険会社の経営へのガバナンス・規律付けが向上することが期待される。
- 保険監督者国際機構（IAIS）における国際資本基準（ICS）に関する議論を踏まえつつ、（中小社等も対象となる）国内規制として相応しいものとなるよう検討を行い、必要な範囲でICSからの修正や明確化を行う。
- 狭義のソルベンシー規制にとどまらない、保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策について、「3つの柱」の考え方に即して検討している。

本資料の目的

- 2022年6月「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」（暫定決定）において、主に第1の柱の標準モデルの考え方について、新規制の暫定的な結論及び基本的な方向性を示した。
- 金融庁においては、暫定決定以降、フィールドテスト（FT）の結果分析や、保険会社及びその他の関係者との対話を通じ、新規制に関する各論点の検討を引き続き進めてきた。
- 本資料は、これまでの検討を踏まえて、保険会社におけるフォワードルッキングな態勢整備や、関係者への新規制に関する周知・理解の促進のため、基準の最終化に向けての論点及びその検討状況を示すものである。



第1の柱 標準モデル

- 保険負債の割引率について、
 - 日本円の最終観測可能年限（LOT）は30年、終局金利（UFR）は3.8%とする。
 - 調整後スプレッドの各論点について検討を行った。基準の最終化に向けて引き続き検討。
- 生命保険リスク、損害保険リスクについて、各社の実績データに基づく会社固有のストレス係数・リスク係数を適用可能な制度とすることを基本的な方向性とし、カリブレーション方法、審査基準等の各論点について引き続き検討。
- 市場リスクのうち、主に金利リスク、株式リスクについて検討を行った。
 - 金利リスクについて、保険負債の割引率の標準モデルの仕様（UFR等）が原因で、規制上の金利リスクでは内部管理におけるALMが逆効果となってしまう課題が指摘されており、当課題の論点や取り得る選択肢等を整理した。対応方針について引き続き検討。
 - 株式リスクにおける子会社株式の取扱いについて、ルックスルー・アプローチ（LTA）を適用可能とすることとし、適用要件、検証、開示等の各論点について検討を行った。基準の最終化に向けて引き続き検討。
 - 株式リスクにおける対称調整メカニズムについて、有効性等に関する検討を行ったが、現時点で当該措置が必要という結論には至っていない。基準の最終化に向けて引き続き検討。
- 所要資本の税効果について、日本の法定実効税率の実態を踏まえた仕様とすることが考えられる。基準の最終化に向けて引き続き検討。

第1の柱 内部モデルの活用

- 全てのリスクを対象とせず段階的に導入することを基本的な方向性とし、自然災害リスクを優先的に検討することとする。
- 審査基準案を一部更新し、審査プロセスや承認後のモニタリング等について検討を行った。基準の最終化に向けて引き続き検討。



ESR^{*1}に関する 検証の枠組み

- 内部の検証態勢について、検証機能の役割、資格要件、独立性及び適格性要件等を検討。
 - 検証機能の役割について、以下のとおりとすることを基本的な方向性とする。
 - 保険数理機能は、保険負債が適切に計算されていることを検証する。
 - ESR検証機能は、ESRの計算に関する適切性を確保するための態勢を整備する。
 - 検証機能が実施した検証の内容・結果をまとめたレポートを作成・当局へ提出することを基本的な方向性とする。
 - 検証機能の独立性及び適格性要件について、最低限の要件を定めることとし、その内容については引き続き検討。また、保険数理機能の責任者は、日本アクチュアリー会正会員等に限定する。
- 外部専門家による検証について、経済価値バランスシートへの合理的保証を前提に検討を行った。関係者との対話や実行可能性の評価を踏まえ、引き続き検討。

ESRに基づく 監督措置

- 区分の設定について、現行制度の枠組み（非対象区分から第三区分までの4つの区分）を踏襲することを基本的な方向性とし、第一区分（PCR^{*2}）、第三区分（MCR^{*3}）に加え、第二区分（中間区分）を設定する。
- PCR・MCRについて、水準、抵触した場合の回復期間等を検討。
 - PCRについて、ESR=100%の水準とし、PCR抵触時の回復期間は原則1年以内とすることを基本的な方向性とする。中間区分の水準、中間区分抵触時の回復期間、市場環境等に応じた回復期間の延長等について引き続き検討。
 - MCRについて、計算手法はPCRと同一とし、ESR=0%を一定程度上回る単一の水準とすることが考えられる。MCRの水準、MCR抵触時の回復期間について引き続き検討。
- 実質資産負債差額は早期是正措置の区分命令の枠組みから廃止の方向性とする。

*1 Economic value-based Solvency Ratio（経済価値ベースのソルベンシー比率）

*2 Prescribed Capital Requirement（規定資本要件）

*3 Minimum Capital Requirement（最低資本要件）



第2の柱

- 以下の観点から、論点を整理した。これらの具体的内容について引き続き検討。
 - 内部モデルの高度化やモデルガバナンスを含む、内部管理の高度化
 - 流動性リスクを含む、第1の柱では捉えきれないリスクの把握・分析
 - 当局によるモニタリングのために、保険会社に提出を求めるデータ

第3の柱

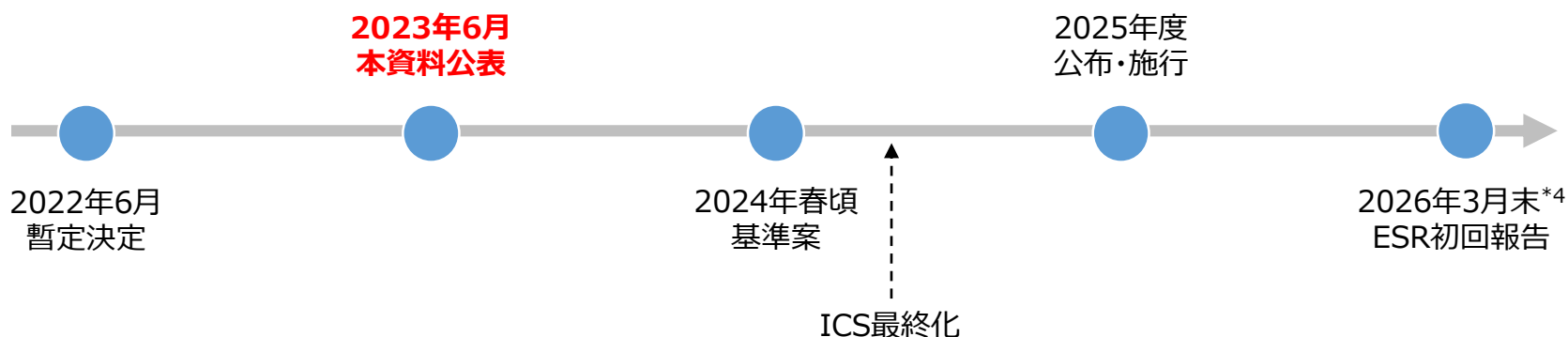
- ①所要資本・適格資本、②バランスシート、③感応度分析、④変動要因分析等の定量情報、及びリスク管理等に係る事項等の定性情報について法定開示とすることを基本的な方向性とする。その内容や粒度について引き続き検討。



基準の最終化に向けての方向性

- 2025年度の新規制導入に向けて、引き続き着実な準備・検討を進めていくこととする。

● 新規制導入に向けたタイムライン



● 新規制導入に向けての進め方

- 2020年6月26日公表の「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書（有識者会議報告書）で示されたタイムラインのとおり、各論点の結論をまとめた基準案を2024年春頃に公表する。
- 2024年の秋頃にICSの最終化が予定されており、基準案の公表を予定している2024年春頃までにICSの結論が不明かつICSの結論を踏まえる必要がある論点は、ICSの最終化後に調整を行い、結論を示す。
- 上記を踏まえ、規則・告示等の公布・施行を行い、2026年3月期からESRの計算・報告を開始する。
- 上記のスケジュールの下、我が国の保険会社を取り巻く環境やリスクの変化に相応しい規制・競争環境を整備すべく、国際的な動向等も踏まえつつ、保険会社及びその他の関係者との十分な対話を行いながら、引き続き制度内容の検討を進めていく。

*4 2025年9月末の健全性指標は、現行のソルベンシー・マージン比率（SMR）を報告することとする。



基準の最終化に向けての方向性

- 日本円に適用される最終観測可能年限（LOT）、終局金利（UFR）については、2022年のフィールドテスト（FT22）の仕様を維持し、LOT：30年、UFR：3.8%とすることを暫定的な結論とする。
- 金利リスクにおいて、標準モデルの仕様（UFR等）が原因で、規制上のESRにおける金利リスクでは、内部管理におけるALMが逆効果となってしまう課題が指摘されている。当課題について、引き続き検討する。
- 調整後スプレッドに関する各論点について、引き続き検討する。

● 背景

- 保険負債の割引率は、LOT以降の年限における補外手法や、無リスク金利に対する上乘せスプレッドの調整方法等の多くの論点があり、特に長期の保険負債を有す生命保険会社でESRの水準に大きな影響を与え得る。
- 第1の柱の標準モデルにおいては、規制として使用されることを踏まえ、UFR等のESRの過度な変動を抑制するための措置が採用されていることに留意が必要。

● 検討経緯及び検討状況

- 日本円に適用するLOT、UFRについては、国債の流通量や設定方法等に関する更なる検証が必要なこと、ESRの水準への影響も踏まえた慎重な検討も必要であることから、LOT：30年、UFR：3.8%とすることとした。一方で、その妥当性について継続的に検証し、中期的には必要に応じて見直しを図ることが考えられる。
- ただし、金利リスクについては、標準モデルの仕様（ESRの過度な変動を抑制するための措置であるUFR等）が、各社のリスク管理の高度化を停滞・後退させることがないよう、引き続き検討が必要。
- 調整後スプレッドに関する各論点について、ICSの議論の動向を踏まえつつ、ESRの水準への影響や仕様の複雑化に伴う各社の実務負荷、国内規制としての妥当性を考慮し、引き続き検討する。

● 基準の最終化に向けての残課題

- 金利リスク、調整後スプレッドについて引き続き検討。



基準の最終化に向けての方向性

- FT22で収集したデータに基づくカリブレーションの結果、生命保険リスク・損害保険リスクのストレス係数・リスク係数（係数）に一定のばらつきが見られたことから、一定の要件及び当局による審査の下、各社の実績データに基づく会社固有の係数（USP^{*5}）を適用可能とする制度を導入することを基本的な方向性とする。
- **背景**
 - 生命保険リスク・損害保険リスクにおいて、各社のリスク特性を反映するため、標準的な係数に加え、USPを適用可能とする制度を検討すべきという意見が多数あった。
- **検討経緯及び検討状況**
 - 実際、FT22で収集したデータに基づき係数をカリブレーションした結果、会社間で係数の水準に差異が見られた。
 - また、各社の募集チャネルや引受査定基準等の特性によって被保険者集団の性質が異なる可能性や、区分によっては商品特性・給付事由が会社ごとに異なる可能性も考えられる。
 - したがって、全社一律の標準的な係数では、各社のリスク特性を十分に捉えきれていない可能性があり、かえって比較可能性・公平性を損なうおそれがあることから、一定の要件及び当局による審査の下、USPを適用可能とする制度を導入することを基本的な方向性とする。
 - ただし、審査基準を含め様々な論点が残されており、今後の状況によってタイムラインや方向性を再検討する可能性もある。
- **基準の最終化に向けての残課題**
 - カリブレーション方法、審査基準等の各論点について引き続き検討。
 - 2023年のフィールドテスト（FT23）において、USPを適用する場合の、各社のカリブレーション結果や生命保険リスク・損害保険リスクの水準等について、任意提出で情報収集を行う。

*5 EUソルベンシーIIにおいても、Undertaking-Specific Parametersと呼ばれる会社固有の係数に関する枠組みが定められている。



基準の最終化に向けての方向性

- 単体規制における子会社株式について、ルックスルー・アプローチ（LTA）を適用可能とするが、適用要件、検証、開示等の各論点に関して、引き続き検討する。
- 対称調整メカニズム、インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減については、保険会社の自律的な経営管理・リスク管理の高度化等に対して意図せざる影響を与えないよう引き続き検討する。

● 背景

- 子会社株式におけるリスク実態を適切に反映することを企図した国内独自の手法であるLTAに関しては、適切な枠組みとなるようその詳細について十分な検討が必要である。
- 対称調整メカニズム、インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減は、主に生命保険会社から機関投資家としての役割を果たす観点から導入することを要望する意見があった。

● 検討経緯及び検討状況

- LTAについては、適用要件、検証、開示を含む適切な枠組み構築に向けて検討すべき論点の明確化を行った。
- 対称調整メカニズムについては、FT22で実施した金融市場へのストレスによる影響度分析の結果を踏まえた措置の有効性等に関する検討を行った。現時点においては、当該措置が必要という結論には至っていない。
- インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減については、投資の促進という観点のみでリスク係数を引き下げることは規制上の裁定行為を誘発し得る点に留意が必要であるが、定量的な根拠に基づきリスク係数を設定することも考えられる。

● 基準の最終化に向けての残課題

- LTAについては、適用要件等について、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討。
- 対称調整メカニズム、インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減については、ICSにおける議論の動向を注視するとともに、当該措置に係る保険会社への影響等も踏まえ、引き続き検討。



基準の最終化に向けての方向性

- ストレスから生じる課税損失を相殺する十分な課税所得を有している場合、ストレスから生じる課税損失で課税所得を減少させることができると考えられるため、所要資本の計算において、税による軽減効果を考慮することができる。
- 所要資本において考慮できる税による軽減効果について、日本の法定実効税率の実態を踏まえつつ、将来の課税所得の見積もりに伴う不確実性を勘案し、「 $80\% \times$ 保険事業に係る所要資本 \times 実効税率」を上限として設定することを検討する。

● 背景

- FT22の仕様では、「保険事業に係る所要資本 $\times 20\%$ 」を上限としていたが、過度に保守的であるという意見や、 20% の根拠が不明であるといった意見があった。

● 検討経緯及び検討状況

- 計算方法の簡明性や日本の法定実効税率の実態を踏まえつつ、将来の課税所得の見積もりに伴う不確実性から一定の保守性を勘案するため、法定実効税率によらない 20% ではなく、「 $80\% \times$ 保険事業に係る所要資本 \times 実効税率」を所要資本における税効果の上限として設定することが考えられる。
- FT22の仕様と同様、利用可能な税リソースの見積もり額^{*6}を引き続き上限とし、「 $80\% \times$ 保険事業に係る所要資本 \times 実効税率」と「利用可能な税リソースの見積もり額」のいずれか小さい金額を最終的な所要資本の税効果とする。

● 基準の最終化に向けての残課題

- FT23を通じた当該論点に関するESRへの影響の把握やICSの議論の動向も踏まえ、必要に応じて仕様の修正を行う。

*6 DTL、DTA、簡便の見積もりによる将来の課税所得 \times 実効税率等から簡便的に算出。FT22においても上限として設定。



基準の最終化に向けての方向性

- 第1の柱における内部モデルのスコープについて、新規制導入時においては、全てのリスクを対象とせず段階的に導入することを基本的な方向性とし、自然災害リスクを優先的に検討する。
- 審査基準、審査プロセス、承認後のモニタリング等、第1の柱における内部モデルの活用に関する各論点について、新規制導入に向けて引き続き検討する。

● 背景

- 暫定決定において、2024年頃までは、自然災害リスクに関する審査基準の最終化及び予備審査に向けた検討・保険会社との対話を優先的に実施することとしていた。

● 検討経緯及び検討状況

- 資本規制と内部管理の整合性を高め、リスク管理高度化を促す観点からは、すべてのリスクを対象として内部モデルの活用を認めることが望ましい。
- 一方で、内部モデルの活用に当たっては、一定の品質を確保するため当局による審査等のプロセスを経る必要があるが、標準モデルに関する検討を優先すべき現状を踏まえると、優先度の高いリスクカテゴリーから導入し、段階的に拡大していくことが現実的な方策と考えられる。ただし、各社のリスク特性やALMの実態等が異なることを踏まえ、
 - 自然災害リスクに次いで内部モデル活用の優先度が高いと考えられる生命保険リスク・損害保険リスクについては、内部モデルではなく、USPによる対応を検討する。
 - また、金利リスクについては、標準モデルの課題が指摘されており、内部モデル等で対応することを検討する。
- 審査基準、審査プロセス、承認後のモニタリング等の各論点について、引き続き検討が必要。

● 基準の最終化に向けての残課題

- 第1の柱における内部モデルのスコープや審査基準等の制度の詳細について、引き続き検討。



基準の最終化に向けての方向性

- 内部の検証態勢について、検証機能の役割、資格要件、独立性及び適格性要件等を検討した。
 - 検証機能の役割について、以下のとおりとすることを基本的な方向性とする。
 - 保険数理機能は、保険負債が適切に計算されていることを検証する。
 - ESR検証機能は、ESRの計算に関する適切性を確保するための態勢を整備する。
 - 検証機能が実施した検証の内容・結果をまとめたレポートを作成・当局へ提出することを基本的な方向性とする。
 - 検証機能の独立性及び適格性要件について、最低限の要件を定めることとし、その内容については引き続き検討する。また、保険数理機能の責任者は、日本アクチュアリー会（ア会）正会員等に限定する。
- 外部専門家による検証について、経済価値バランスシートへの合理的保証を前提に引き続き検討する。

● 背景

- ESRには判断や見積りの要素が多く含まれるため、保険会社内部における相応の態勢整備や外部専門家による検証の必要性が認められる一方、各社の態勢整備の柔軟性や対応コスト等を踏まえながら検討を実施。

● 検討経緯及び検討状況

- ESR検証機能や保険数理機能に関して、その役割、独立性・適格性要件や当局に提出する情報の検討を行った。
- 保険計理人の実務基準の改正要否、外部専門家による検証に係る実務指針の策定の必要性等を踏まえ、関係者（ア会や日本公認会計士協会（JICPA））と必要なコミュニケーションを実施した。

● 基準の最終化に向けての残課題

- ガバナンス態勢や提出情報に関する監督上の要求事項の検討（ア会とのコミュニケーションを含む）。
- 外部専門家による検証の詳細な制度設計に関する検討（実行可能性の評価やJICPAとのコミュニケーションを含む）。



基準の最終化に向けての方向性

- 区分の設定については、現行制度の枠組み（非対象区分から第三区分までの4つの区分）を踏襲することを基本的な方向性とする。
- 区分に応じた措置内容については、現行制度の内容と同様に、ESRの水準の低下に応じて措置内容を段階的に強めるものとするを基本的な方向性とする。

● 背景

- 監督措置の枠組みについてESRを指標として用いた場合を想定し、新規制導入後においても健全性政策として有効な枠組みになるよう、区分の設定や監督措置の内容を検討することが重要である。

● 検討経緯及び検討状況

- 区分の設定について、
 - 現行制度では、非対象区分から第三区分までの4つの区分が設けられている一方、諸外国においては、第二区分（中間区分）を設定していない場合もあるが、中間区分を設けることによって、保険会社の健全性に係る状況に応じた適切な措置を取ることが可能となり、また、監督の透明性・予見可能性が向上するといったメリットがある。そのため、現行の枠組みを踏襲することを基本的な方向性とした。
 - ただし、各区分の監督介入開始点の間隔が狭い場合、その程度によっては、ESRの水準の低下に応じた段階的な措置を取ることができなくなる恐れがあることを踏まえて各区分の水準を検討する必要がある。
- 区分に応じた措置内容については、現行制度は、SMRの水準が低下するに従って、措置内容を段階的に強めるものとなっており、有識者会議報告書においても、同様の仕組みが合理的とされたほか、諸外国でも指標の悪化に応じて措置内容を段階的に強めるものとなっている。これらを踏まえ、現行の枠組みを踏襲することを基本的な方向性とする。

● 基準の最終化に向けての残課題

- 区分の設定や監督措置の内容について引き続き検討。

基準の最終化に向けての方向性

- PCRの水準をESR=100%として第一区分の監督介入開始点とすることを基本的な方向性とする。中間区分の監督介入開始点については、MCRの水準を踏まえて引き続き検討する。
- 回復期間については、PCRに抵触した場合には、開始点までの回復を現行制度と同様の期間（原則1年）とすることを基本的な方向性とする。中間区分の監督介入開始点に抵触した場合は、PCRの抵触時に比べてより緊急性が求められることから早期の回復を念頭に置いた監督上の対応を検討する。また、有識者会議報告書で、回復期間については市場環境等に応じてある程度柔軟に判断することが考えられるとされていることも踏まえ、回復期間延長の考慮も検討する。

● 背景

- 当局が保険会社の健全性指標に基づく監督措置を行う場合にはPCRに相当する水準に基づいて監督介入の必要性を判断することになるため、PCRの水準や下回った場合に許容する回復期間が論点になる。

● 検討経緯及び検討状況

- 当局による保険会社の健全性指標に基づく監督措置の実施に当たっては、規制に基づいて算出されるリスク量を資本量が下回る（ESR = 100%の水準）場合に措置が開始されることが適当であり、現行制度の枠組みとも整合的である。また、中間区分の監督介入開始点については、MCRの水準を踏まえつつ検討する。
- ESRはSMRに比べて経済環境に対して感応的な指標であり、経済環境の影響を受けやすいため、回復期間を長くすればするほど、さらなる経済環境の悪化により、より一層の経営悪化を招く可能性がある。そのため、特に指標が悪化している中間区分の監督介入開始点の抵触時では、PCRの抵触時よりも早期に回復することを念頭に置いた監督上の対応が必要と考えられる。また、有識者会議報告書で、回復期間については市場環境等に応じてある程度柔軟に判断することが考えられるとされていることも踏まえ、回復期間延長の考慮も検討する。

● 基準の最終化に向けての残課題

- 中間区分の監督介入開始点、及びPCR・中間区分に抵触した場合の回復期間について引き続き検討。



基準の最終化に向けての方向性

- PCRとMCRの計算手法を同一とすることを基本的な方向性とする。
- MCRの水準は、ESR=0%を一定程度上回る単一の水準とする方向性で検討する。
- MCRに抵触した場合の回復期間については、中間区分に比べてより緊急性が求められることから早期の回復を念頭に置いた監督上の対応を検討する。

● 背景

- MCRは業務停止等の最も強い監督を発動する可能性がある水準であり、MCRの水準や計算手法（PCRとMCRを同一の計算手法に基づいて決定するか否か）、下回った場合に許容する回復期間が論点となる。

● 検討経緯及び検討状況

- PCRとMCRの連続性・一貫性は重要であり、複数の計算手法を設けることが制度の分かりにくさにつながることから、PCRとMCRの計算手法を同一とすることを基本的な方向性とする。
- 諸外国のソルベンシー規制ではソルベンシー比率が0%超の水準で設定されているほか、保険金等の支払能力の状況により保険会社に経営改善への取組を求めるという早期是正措置の考え方を踏まえれば、新規制におけるMCRの水準についても0%超のいずれかの水準で設定することが適切と考えられる。
- 保険会社の健全性が相当悪化している状態であり、中間区分の抵触時に比べてより緊急性が求められると考えられることから、早期の回復を念頭に置いた監督上の対応を検討する。市場環境等によって例外的な対応を取り得る仕組みとすることも考えられる。

● 基準の最終化に向けての残課題

- MCRの計算手法、水準及び抵触した場合の回復期間について引き続き検討。



基準の最終化に向けての方向性

- 保険会社の内部管理との整合性や、ESRに基づく監督措置の考え方との連続性・一貫性を確保する観点から、早期是正措置の区分命令の枠組みから実質資産負債差額の取扱いを廃止する方向性で検討する。
- 一方、会計上の債務超過リスクや流動性リスクといった観点は、第1の柱で捉えきれないリスクについて、第2の柱を通じて捕捉を行うことで、健全性規制全体の有効性や一貫性を確保する方向性で検討する。

● 背景

- 現行制度においては、最も強い監督行動である「期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令」を行うに当たって、SMRだけではなく、実質資産負債差額の状況も考慮する取扱いとなっており、暫定決定において、実質資産負債差額の取扱いも論点とした。

● 検討経緯及び検討状況

- 有識者会議報告書においては、ESRと整合的とはいえ実質資産負債差額規制は、早期是正措置の発動基準としては撤廃することが適当との意見があったとされ、保険会社からも、実質資産負債差額が早期是正措置の発動基準として残ることは、各社のALM管理の阻害となるおそれがあるといった意見があった。
- 他方、実質資産負債差額は、会計上の債務超過の早期警戒指標としての意義や、流動性の観点でのモニタリング指標としての一定の意義はあるものと考えられる。
- そのため、実質資産負債差額の取扱いを廃止する一方、会計上の債務超過リスクや流動性リスクといった第1の柱では捉えきれないリスクについて、第2の柱を通じて捕捉を行い、引き続き監督上の目線を位置付けた上でモニタリングすることがバランスの取れた対応と考えられる。

● 基準の最終化に向けての残課題

- 引き続き、実質資産負債差額の取扱いとあわせて、会計上の債務超過リスクや流動性リスクに関する第2の柱における捕捉のあり方について検討。



基準の最終化に向けての方向性

- 第2の柱は、保険会社の内部管理をベースとし、第1の柱において十分にカバーされていないリスクを捕捉し、監督当局が対話・検証を行う枠組みである。新規制の導入に際して、改めてその意義を認識した上で、保険会社そして監督当局における取組みについて更なる高度化を図っていくことが重要。
- 以下の観点から、論点を整理した。これらの具体的内容について、引き続き検討する。
 - 内部モデルの高度化やモデルガバナンスを含む、内部管理の高度化
 - 流動性リスクを含む、第1の柱では捉えきれないリスクの把握・分析
 - 当局によるモニタリングのために、保険会社に提出を求めるデータ

● 背景

- 保険会社においては、定量的なソルベンシー評価のみに留まらず、定性面も含めた全体としてのERM^{*7}及びその中核的プロセスであるORSA^{*8}の枠組みが有効に機能していることが求められる。
- 監督当局においては、これらに関する一定の目線を定め、実態把握に基づいた改善・高度化を促していく仕組みが必要となる。

● 基準の最終化に向けての残課題

- 保険会社における以下の取組みに係るモニタリングの着眼点、及び、更なる高度化のための方策の検討。
 - 内部モデルの高度化やモデルガバナンスを含む、内部管理の高度化
 - 流動性リスクを含む、第1の柱では捉えきれないリスクの把握・分析
- 当局によるモニタリングのために、保険会社に提出を求めるデータの検討。

*7 Enterprise Risk Management (統合的リスク管理)

*8 Own Risk and Solvency Assessment (リスクとソルベンシーの自己評価)



基準の最終化に向けての方向性

- 開示項目については、市場関係者にとっての有用性が高いと考えられる開示を求めることを基本的な方向性とする。
- 定量的な開示項目、及び、定性的な開示項目について、以下を基本的な方向性とするが、その内容や粒度については、情報の有用性と保険会社の実務負荷のバランスを踏まえながら引き続き検討する。
 - 定量的な開示項目について、①所要資本・適格資本、②バランスシートに係る情報、③感応度分析、④変動要因分析等を法定開示の対象とする。
 - 定性的な開示項目について、リスク管理等に係る重要な情報、ESRの適切性の確保を説明するガバナンス情報、定量的な開示項目を補足する上での重要な情報等を法定開示の対象とする。

● 背景

- 情報開示を通じて保険会社のガバナンス・規律付けを向上させるためには、経済価値ベースの財務・リスクの基本的な情報や、リスク・リターン・資本の構造の把握につながる情報、ガバナンス情報等に係る情報利用者にとって有用性の高い定性的な情報の開示が重要である。

● 検討経緯及び検討状況

- 定量的な開示項目では、①所要資本・適格資本、②バランスシートに係る情報は、保険会社の財務・リスクを把握するための重要かつ基本的な情報であり、③感応度分析、④変動要因分析等は、保険会社のリスク・リターン・資本に関する構造や特徴を把握する上で有益な情報のため、市場関係者からのニーズも大きいと考えられ、これらを法定開示項目とすることが適当と考えられる。
- 定量的な情報に加えて、ガバナンス、リスク管理に係る情報やESRに関連した定量的な情報を補足する情報等、定性的な情報の果たす役割も重要と考えられる。

● 基準の最終化に向けての残課題

- 開示項目の内容や粒度について、引き続き検討。



基準の最終化に向けての方向性

- 法定開示項目については、当局が様式を定めること、法定開示項目以外については、当局がどのような項目を開示するのが望ましいかの基本的な考え方を示すことや、業界団体とも連携しながらディスクロージャー基準のような業界団体の自主ルールを通じることにより、比較可能性の向上を図ることを基本的な方向性とする。
- 開示方法は、現行と同様、ディスクロージャー誌等により開示を求めることを基本的な方向性とする。開示時期は、現行と同様に、事業年度経過後4か月以内とすることを基本的な方向性とする。

● 背景

- 情報開示を通じて保険会社のガバナンス・規律付けを向上させるためには、市場関係者にとっては、情報の比較可能性にも留意するといった観点も重要である。また、開示方法や時期についても検討が必要である。

● 検討経緯及び検討状況

- 市場関係者による開示情報の活用性を高める観点から、一定の比較可能性を確保しつつ、情報の有用性と保険会社の実務負荷のバランスを勘案することが必要である。これらのバランスを取るためには、上記の方向性が望ましいと考えられる。
- 開示方法については、現行の枠組み（保険業法に基づき、保険会社に年1回の開示を求めており、各社はディスクロージャー誌で開示）が保険会社の経営内容の公開に関して有効であり、新規制導入後においても合理的であると考えられる。また、開示時期については、保険会社の状況が刻々と変化することを踏まえると、一定のスピード感をもって開示することが必要であるが、保険会社からは、作業負荷や準備期間が必要となるため、経過措置を検討すべきとの意見がある。

● 基準の最終化に向けての残課題

- 比較可能性の向上が図られるよう引き続き検討。
- 開示方法、開示期限及び経過措置の取扱いを引き続き検討。



2. 第1の柱に関する制度の枠組み

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
2.1 新規制導入に向けたタイムライン（当概要の5ページ又は本文を参照）		
2.2 ESRの報告頻度・期限・中間期末の取扱い		
論点2.2①	ESRの報告期限	SMRと同様、年度末は基準日から4か月以内、中間期は基準日から3か月以内とすることが考えられる。その他の論点の検討状況及び保険会社の態勢整備の状況を踏まえて引き続き検討する。
論点2.2②	中間期末におけるESRの計算に関する仕様	原則、年度末と同様の仕様とすることを基本的な方向性とする。中間期末における簡便的な取扱いについては、ガイドライン等で明確化を検討する。また、中間期末における、当局への提出資料や内部検証及び外部専門家による検証についても、引き続き検討する。
2.3 重要性を踏まえた実務的な取扱い		
論点2.3①	プロポーシオナリティ原則について、適切な運用が行われるための制度設計の全体像	原則としてFT22の仕様を維持することとし、一定の定量基準は定めないものの、判断の妥当性を確保するための多面的な方策（原則を補完するガイドライン、独立した検証等）を講じることを基本的な方向性とする。FT23による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。
論点2.3②	プロポーシオナリティ原則について、原則を補完するガイドライン	各保険会社の実態を踏まえた一定の裁量を認めつつ、判断の妥当性を確保するため、原則を補完するガイドラインを定めることを基本的な方向性とする。
論点2.3③	プロポーシオナリティ原則に関する判断の妥当性についての独立した検証	判断の妥当性を確保するため、保険会社内部における知見を有し、一定の独立性を持った検証主体が検証を行うことを基本的な方向性とする。
論点2.3④	プロポーシオナリティ原則に関する当局への報告	プロポーシオナリティ原則に基づき、簡便的な取扱いを採用した項目について、その内容と判断の根拠を当局へ報告することを基本的な方向性とする。
論点2.3⑤	プロポーシオナリティ原則に関する外部への開示	他制度等も参考にしつつ、保険会社及び関係者との対話を通じて、引き続き検討する。
2.4 連結規制の枠組み		
論点2.4①	海外子会社に係る統合手法	生命保険業界から意見のあった合算手法を部分的に新規制に取り入れることについて、IAISの議論の動向等も踏まえつつ、慎重に検討する。
論点2.4②	最上位ではない保険会社を頂点とする連結ESRを報告対象とすべきか	各保険会社に対して当該保険会社の子会社が与える影響を適切に捕捉する観点や、最上位の保険会社又は保険持株会社を頂点とする連結ESRとの関係等を踏まえ、実効的な監督の枠組みとなるよう引き続き検討する。LTA適用時の連結ESRの取扱いについても引き続き検討する。



2. 第1の柱に関する制度の枠組み

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
論点2.4③	連結の範囲	連結対象とする子会社の範囲については、会計上の取扱いに準拠しつつ、ESRに与える影響から保険会社が重要と判断した金融子会社についても連結対象とすることを暫定的な結論とする。
論点2.4④	海外子会社の買収時の対応	買収直後の海外子会社について、ESRの計算に簡便的な手法を適用するよう要望があった。当該措置の必要性及び取り得る簡便的な手法について、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

3. 標準モデル

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
3.2 バランスシート		
論点3.2①	IFRSを出発点としたESRの計算	ESRに係る計算・検証の効率化の観点から、日本の会計基準に加えてIFRS財務諸表の活用も認めることを基本的な方向性とし、具体的な仕様等については、IFRSとESRの差異に留意しつつ、引き続き検討する。
論点3.2②	バランスシートの勘定科目	現行の決算状況表の科目区分をベースとした勘定科目に基づくバランスシートについて、FT23の結果も踏まえ引き続き検討する。また、IFRS適用社用のIFRSの勘定科目に基づくバランスシートについても検討する。
論点3.2③	保険負債以外のバランスシート項目に係る評価基準	市場価格のない株式等及び組合等への出資、不動産、保険約款貸付について、暫定決定で示したとおりの取扱いとすることを暫定的な結論とする。ただし、FT23を通じて情報収集を行い、必要に応じて仕様等の明確化を検討する。
3.3.1 現在推計		
論点3.3.1①	出再保険契約に関する契約の境界線	元受契約と同様の基準により判断することを基本的な方向性とし、FT23を通じた情報収集を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。
3.3.2 割引率		
論点3.3.2①	日本円に適用されるLOT	日本円に適用するLOTを30年とすることを暫定的な結論とする。
論点3.3.2②	日本円に適用されるUFR水準	日本円に適用するUFRを3.8%とすることを暫定的な結論とする。
論点3.3.2③	調整後スプレッド ミドルバケットのスプレッドの計算単位	ミドルバケットのスプレッドの計算単位はポートフォリオ単位とすることを暫定的な結論とする。



3. 標準モデル

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
論点3.3.2④	調整後スプレッド ミドルバケットの適用要件d	ミドルバケットの適用要件d（資産ポートフォリオの市場価値と現在推計の比較に関する要件）において、現在推計の割引率として一般バケットのイールドカーブを用いることを暫定的な結論とする。
論点3.3.2⑤	調整後スプレッド ミドルバケットの適用要件e	ミドルバケットの適用要件e（将来保険料に関する要件）において、「保険会社の裁量による将来保険料のみが含まれること」を加え、さらに、一部のケースで保険負債のアンバンドリングを許容し、要件を緩和することを検討する。
論点3.3.2⑥	調整後スプレッド オーバーシュートに係る調整	オーバーシュートを緩和する方策として、調整係数を適用することを検討する。
論点3.3.2⑦	調整後スプレッド スプレッドの期間構造	調整後スプレッドに、期間構造を組み込むことを検討する。
論点3.3.2⑧	調整後スプレッド 区分管理に関するバケット判定基準	トップバケット及びミドルバケットの適用要件である、「保険負債を裏付ける資産ポートフォリオが対応する負債とともに特定され、その他の事業から生じる損失をカバーするために用いられることなく、区分して管理されていること」に関して、恣意的な運用がなされない統制の確保に努めることをもって、区分管理されているとみなすことを暫定的な結論とする。
論点3.3.2⑨	調整後スプレッド 非固定利付資産の取扱い	ミドルバケットの調整後スプレッドの計算における非固定利付資産の取扱いについて、加重平均調整後スプレッドの計算に用いるウエイトの分母から株式等の非固定利付資産を除くこと等を検討する。
論点3.3.2⑩	代表ポートフォリオの資産構成	中小社を含む日本の保険会社のポートフォリオ構成に基づいた代表ポートフォリオとすることを検討する。
論点3.3.2⑪	その他の実務的な論点 実務負担を踏まえたキャッシュフローテスト等の簡便的な対応	バケット判定の際の「キャッシュフローテストにおける資産の期待キャッシュフロー」や「解約オプションにおける将来時点の資産価値」の計算については、プロポーショナルリティ原則に従って、結果に与える影響が軽微と認められる範囲において、簡便的な対応を行うことも認めることを暫定的な結論とする。
論点3.3.2⑫	その他の実務的な論点 バケット判定の簡略化	プロポーショナルリティ原則によらない、各社の裁量によるバケット判定の簡略化を容認することを暫定的な結論とする。
論点3.3.2⑬	その他の実務的な論点 バケット判定の安定性	トップバケット及びミドルバケットの基準日時点における定量的な評価に基づく要件において、一時的な要因によって要件を満たさなくなった場合の救済措置を設けないことを暫定的な結論とする。
論点3.3.2⑭	その他の実務的な論点 調整後スプレッドの計算に用いる格付別スプレッドの設定根拠	設定根拠等の開示については可能な限り開示を行っていくことを基本的な方向性とするが、内容・時期についてはICSの議論の動向を踏まえ引き続き検討する。
論点3.3.2⑮	その他の実務的な論点 一般バケットにおけるベースリスク修正	一般バケットのベースリスク修正について、必要性・適切性を検討する。



3. 標準モデル

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
3.3.3 MOCE		
論点3.3.3①	MOCEの位置付け	MOCEは、経済価値ベースの保険負債の一部に含まれるとともに、所要資本から控除せず、適格資本にも加えないことを暫定的な結論とする。
論点3.3.3②	MOCEの計測手法	MOCEの計測手法として資本コスト法を採用することを暫定的な結論とする。
論点3.3.3③	資本コスト率	資本コスト率は、3%を基本的な方向性として、引き続き検討する。
論点3.3.3④	将来の所要資本の推計方法	原則としては将来の所要資本は将来の各時点において各リスクの所要資本の計算方法を適用することによって計算することとしつつ、各社の実務負荷を踏まえ、ランオフパターンに基づく推計も認める。
論点3.3.3⑤	所要資本の計算においてMOCEの変動を考慮すべきか	所要資本の計算においてMOCEの変動を考慮しない現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。
論点3.3.3⑥	MOCEの計算における割引率	基準通貨である日本円の無リスク金利とすることを暫定的な結論とする。
3.3.4 資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債		
論点3.3.4①	死亡・満期・解約等に対する保証がなく、単純に資産価値をパススルーしているだけの商品の取扱い	高い信頼性をもって複製できないことの要件について、解約・失効等の契約上のオプションは、行使できるかではなく、保険負債がこれらのオプションに依存するか（解約・失効等に関する保証をしているか）という観点で判定することを暫定的な結論とする。
3.4 適格資本		
論点3.4①	基金	基金の償還期限に係るTier1資本への算入要件は、ICSの仕様と整合的に、期間10年以上とすることを暫定的な結論とする。
論点3.4②	払込未済資本の取扱い	払込未済資本については、相互会社に限りTier2資本算入を認めることを暫定的な結論とする。
論点3.4③	適格資本の構成制限	所要資本を基準として設定することを暫定的な結論とする。
論点3.4④	資本の流用可能性	グループベースでの資本の流用可能性については、非支配株主持分（NCI）に対する上限を設定することを検討する。
論点3.4⑤	資本調達手段の算入に関する経過措置	各社の資本戦略への影響等も踏まえつつ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。



3. 標準モデル

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
3.5 所要資本		
論点3.5①	市場リスクのエクスポージャーに対するリスク削減手法の更新	各社においてリスク削減手法の更新可能性を判断することとし、リスク削減手法の更新可能性の判断根拠等を当局に報告する取扱いとすることを暫定的な結論とする。
論点3.5②	ダイナミックヘッジ	ICSの動向を踏まえつつ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。
3.5.1 生命保険リスク		
論点3.5.1①	同質なリスクグループの基準の設定	各社の判断に基づき設定することとするが、合理的な範囲で安定的なものとなるよう、同質なリスクグループの設定方法に関する留意事項を定める。
論点3.5.1②	罹患・障害リスクの計算区分について、区分の定義の更なる明確化	複数区分にまたがるような商品の取扱いは各社判断とする。各社間で共通性の高い第三分野給付にかかる取扱いを例示することについて、引き続き検討する。
論点3.5.1③	解約失効リスクの水準及びトレンドの要素における、上昇シナリオがリスクとなるグループと下降シナリオがリスクとなるグループのリスクを統合する際の相関係数	単純和とすることを暫定的な結論とする。
論点3.5.1④	解約失効リスクの大量解約の要素（大量解約リスク）における、ストレス係数及び同質なリスクグループの設定方法	ストレス係数については、現在の仕様（個人契約30%、法人契約50%）を維持することを暫定的な結論とする。 同質なリスクグループの設定方法については、「個人契約全体及び法人契約全体をそれぞれ一つの同質なリスクグループ」として設定することを暫定的な結論とする。
論点3.5.1⑤	経費リスクにおける、経費単価の上昇とインフレ率の上昇の関係性、及びインフレ率上昇と整合的な割引率を適用すべきかどうか	現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。
論点3.5.1⑥	新規制導入時におけるストレス係数	地理的区分「日本」のストレス係数について、長寿リスク、罹患・障害リスクの商品区分1・長期のストレス係数をFT22から変更する。
論点3.5.1⑦	各社の実績データに基づく会社固有のストレス係数（USP）の方向性	各社のリスク特性を反映するため、一定の要件及び当局による審査の下、USPを適用可能とする制度を導入することを基本的な方向性とする。



3. 標準モデル

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
論点3.5.1⑧	USPに関する論点 カリブレーション方法	予測に対する実績の比率が正規分布に従うとしてストレス係数を算出する方法が考えられるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。
論点3.5.1⑨	USPに関する論点 USPの適用範囲	チェリーピッキングを防止し、各社のリスク特性を反映するという本来の目的を踏まえ、USPを適用する社においては、原則生命保険リスクのすべてのサブリスクカテゴリーに対してUSPを適用することが考えられるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。
論点3.5.1⑩	USPに関する論点 データに関する要件	現在推計の計算に用いたデータと整合的なものとする、正確性、完全性、適切性が確保されたものとする等が考えられるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。
論点3.5.1⑪	USPに関する論点 審査基準	検証基準、統計的品質基準等を設けることが考えられるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。
論点3.5.1⑫	USPに関する論点 審査プロセス・承認後の運用	審査時に提出する情報や、承認後の各基準日におけるUSPの更新について検討した。基準の最終化に向けて引き続き検討する。
論点3.5.1⑬	USPに関する論点 連結における取扱い	グループ内各社が単体で適用する標準ストレス係数又はUSPを適用することが考えられるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。
3.5.2 損害保険リスク		
論点3.5.2①	新規制導入時におけるリスク係数	地理的区分「日本」のリスク係数について、商品区分「自動車」の保険料リスクのリスク係数をFT22から変更する。
論点3.5.2②	リスクの統合に用いる相関係数	新規制導入時には、現在の相関係数を維持することを基本的な方向性とする。
論点3.5.2③	保険料リスクに用いる翌年度の既経過保険料	翌年度の既経過保険料の予測には、判断・見積り目の要素が含まれるため、必要に応じて判断の妥当性を確保するための方策を検討する。
論点3.5.2④	各社の実績データに基づく会社固有のリスク係数の方向性	生命保険リスクと同様、各社のリスク特性を反映するため、地理的区分「日本」を対象に、一定の要件及び当局による審査の下、USPを適用可能とする制度を導入することを基本的な方向性とする。
論点3.5.2⑤	USPに関する論点 カリブレーション方法	保険料リスクは期待損害率と実績損害率の比率が対数正規分布に従うとしてリスク係数を算出する方法、支払備金リスクは最小二乗法が考えられるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。
3.5.3 巨大災害リスク		
論点3.5.3①	巨大自然災害リスク 火災保険に係る日本の地震リスク及び風水災リスクの標準的手法	火災保険に係る日本の地震リスク及び風水災リスクについては、損害保険料率算出機構のモデル（機構モデル）を標準的手法とすることを暫定的な結論とする。



3. 標準モデル

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
論点3.5.3②	巨大自然災害リスク 火災保険以外の種目に係る日本の地震リスク及び風水災リスクの標準的手法	火災保険以外の種目に係る日本の地震リスク及び風水災リスクについては、「機構モデルの火災のリスクカーブを調整する方法」、「ファクター方式による計測方法」のいずれか、又は両方を標準的な手法として位置付けることを基本的な方向性としつつ、各手法に関する技術的な課題も踏まえ引き続き検討する。
論点3.5.3③	巨大自然災害リスク ペリル間の統合方法の標準的手法	特に風災と水災の標準的な統合方法について、論点3.5.3②等の論点の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。
論点3.5.3④	巨大自然災害リスク その他の巨大自然災害リスク	標準的手法が利用可能でない場合や、標準的手法が対象としていないリスクを計測しているケースについては、重要性に応じた対応を行うことを基本的な方向性としつつ、全社で利用可能な標準的手法の設定要否等についても引き続き検討する。
論点3.5.3⑤	その他の巨大災害リスク テロ攻撃	テロ攻撃のシナリオについて、最も大きな地理的な集積リスクとは異なる計算対象とすることが、より蓋然性の高いシナリオと認められる場合等においては、当該シナリオに基づく計算を認めることを暫定的な結論とする。
論点3.5.3⑥	その他の巨大災害リスク 取引信用保険	取引信用保険に対する信用ストレスについて、外部格付が利用可能な場合、外部格付区分ごとに所定のストレス係数（投資適格：80%、投資不適格：200%）を使用すること等を検討する。
論点3.5.3⑦	その他の巨大災害リスク 保証	保証に対する信用ストレスとして、米国以外のエクスポージャーにおいては、現在の仕様を維持し、過去10年間のグロス損害額の1番目に大きいエクスポージャーに対する割合を損失額計算モデルの95%PMLとして用いること等を検討する。
3.5.4 市場リスク		
3.5.4.1 金利リスク		
論点3.5.4.1①	標準モデルの仕様	現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。
論点3.5.4.1②	内部管理と標準モデルで保険負債の割引率のLOT・UFRが異なることが原因で、内部管理で金利リスクをヘッジしているにも関わらず、規制上のESRで金利リスクが過大評価されてしまう課題	第1の柱における標準モデルの仕様がリスク管理の高度化を停滞・後退させる可能性のある課題と考えられ、対応の選択肢について、FT23による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。



3. 標準モデル

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
3.5.4.2 スプレッドリスク		
論点3.5.4.2①	スプレッドリスクの対象資産	スプレッドの変化に感応的な全ての資産をストレスの対象とすることとする。
論点3.5.4.2②	資産側のスプレッドリスクの計測方法	保有資産の時価とキャッシュフロー及び無リスク金利からスプレッドを逆算し、所定のストレスを適用したスプレッドを用いてストレス後の資産を評価する等、各社において合理的な方法で計算することとする。
論点3.5.4.2③	スプレッドリスクのストレス係数	現在の仕様は、格付区分別の絶対的なストレス水準としているが、相対的なストレス水準（スプレッドの絶対値の75%）とすることを検討する。
3.5.4.3 株式リスク		
論点3.5.4.3①	単体規制における子会社株式の取扱い LTAの適用要件	恣意的な選択適用を防止する観点、及びLTA適用時においても報告会社（親会社）の契約者保護のための単体ESR規制であることを踏まえ、適用要件を定めることを念頭に、引き続き検討する。
論点3.5.4.3②	単体規制における子会社株式の取扱い LTAの適用対象	恣意的な選択適用を防止する観点から、連結ベースでの取扱いと整合的に適用することを基本的な方向性とする。
論点3.5.4.3③	単体規制における子会社株式の取扱い LTAの適用方式	持分比率が100%未満の子会社株式について、比例連結ベースに加え、比例連結ベースと全部連結ベースで重要な差異がない場合は、全部連結ベースを適用できるとすることを暫定的な結論とする。
論点3.5.4.3④	単体規制における子会社株式の取扱い LTA適用時のESRの評価における諸論点	MOCE、資本の流用可能性、税効果、生命保険リスク及び損害保険リスクにおけるUSP等の各論点について、基準の最終化に向けて引き続き検討する。
論点3.5.4.3⑤	単体規制における子会社株式の取扱い LTA適用時の内部検証・外部専門家による検証	LTAを適用する場合、単体ESRに含まれる子会社の資産・負債についても内部検証及び外部専門家による検証の対象とすることが考えられる。「5.1 内部の検証態勢」や「5.2 外部専門家による検証」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。
論点3.5.4.3⑥	単体規制における子会社株式の取扱い LTA適用時の開示	LTA適用時の開示について、「8. 第3の柱」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。
論点3.5.4.3⑦	株式リスクに係る対称調整メカニズム	ICSの議論の動向を踏まえつつ、我が国における当該措置によるプロシクリカルな影響を軽減することの有効性等も評価し、保険会社の自律的な経営管理・リスク管理の高度化に対して意図せざる影響を与えないよう引き続き検討する。
論点3.5.4.3⑧	インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減	インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減について、ICSの議論の動向を踏まえつつ、規制上の裁定行為の誘発、保険会社の自律的な経営管理・リスク管理の高度化に対して意図せざる影響を与えないよう引き続き検討する。また、定量的な根拠に基づきリスク係数を設定することも考えられる。



3. 標準モデル

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
3.5.4.4 不動産リスク		
論点3.5.4.4①	ストレス係数の妥当性	現時点のストレス係数を維持することを基本的な方向性としつつ、係数の妥当性を確認する。
3.5.4.5 為替リスク		
論点3.5.4.5①	為替リスクの正味エクスポージャー	現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。
3.5.4.6 資産集中リスク		
論点3.5.4.6①	特定のカウンターパーティに極端に集中している場合の取扱い	特定のカウンターパーティに極端に集中している場合の取扱いについて、上限を設定することを暫定的な結論とする。
3.5.5 信用リスク		
論点3.5.5①	日本の地方公共団体に対するエクスポージャー	暫定決定において地方債（証券発行方式）を信用リスクの計算対象外としており、地方公共団体向け貸付金についても信用リスクの計算対象外とすることを暫定的な結論とする。
論点3.5.5②	NAIC指定格付	ESRへの影響やICSの動向を踏まえつつ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。
論点3.5.5③	内部格付の使用	内部格付の使用は認めないことを暫定的な結論とする。
論点3.5.5④	インフラ投資に係るリスク係数	ICSの議論の動向を踏まえつつ、FT23による情報収集を通じて検討する。
3.5.6 オペレーショナルリスク		
論点3.5.6①	オペレーショナルリスクの所要資本に関する上限の設定	「オペレーショナルリスク以外のリスクの所要資本合計（分散効果反映後）」に対する20%を上限として定めることを暫定的な結論とする。
3.6 非保険事業		
論点3.6①	事業体の分類及び所要資本の計算方法	暫定決定において示した事業体の分類及び所要資本の計算方法とすることを暫定的な結論とする。ただし、少額短期保険業者については、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。
3.7 税効果		
論点3.7①	経済価値ベースへの調整から生じるDTA・DTLの相殺	グループ内の各保険会社について、会計ベースの単体バランスシートにおける規制上の準備金に係るDTAの取崩については、当該社の単体バランスシート上のDTAを上限に、連結ベースのバランスシートにおけるDTAと直接相殺する手法を暫定的な結論とする。
論点3.7②	所要資本の税効果	日本の法定実効税率の実態を踏まえた所要資本の税効果とすることを検討する。



4. 第1の柱における内部モデルの活用

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
論点4.①	第1の柱における内部モデルのスコープ	新規制導入時には全てのリスクを対象とはせず、段階的に導入することを基本的な方向性とし、新規制導入時には自然災害リスクを優先的に検討する。
論点4.②	審査基準	現時点の審査基準案を本文（別紙3）のとおりとする。ICSの動向、FT23を通じた情報収集、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。
論点4.③	審査プロセス	2024年後半から予定される予備審査に向けて、提出書類を含む、具体的な審査プロセスについて検討する。
論点4.④	重要性が低いリスクに係る審査	内部モデルの審査対象のリスクのうち重要性が低いサブリスクカテゴリーについて、重要性が低い場合は審査を簡素化することを基本的な方向性とする。
論点4.⑤	単体ベースと連結ベースの取扱い	原則として単体ベースと連結ベースのそれぞれで審査・承認とするが、共通している部分については審査済みの結果を適宜参照する等、効率化することを基本的な方向性とする。
論点4.⑥	海外の現地規制で承認を受けたモデルの取扱い	原則としてその他のモデルと同様、当局による審査・承認を得ることを基本的な方向性とする。ただし、現地規制上の取扱いも考慮して審査を行うこととする。
論点4.⑦	内部モデル承認後におけるモデル変更の取扱い	各社が定めるモデル変更方針に従い、内部モデルに重大な変更があった場合は審査・承認を要し、軽微な変更の場合は報告にとどめること等を基本的な方向性とする。
論点4.⑧	内部モデル承認後におけるモニタリング	新規制の第1の柱において活用している内部モデルについて、各社が定めた検証態勢に従い、内部モデルの検証レポートを年1回作成し、取締役会等及び当局に提出することを基本的な方向性とする。
論点4.⑨	現時点で想定する今後のスケジュール	優先的に対応することとした自然災害リスクについて、暫定決定のとおりスケジュールに沿って進めていくこととする。

5. ESRに関する検証の枠組み

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
5.1 内部の検証態勢		
論点5.1①	検証機能の監督上の位置付け	監督上の要求事項等を監督指針において定めるとともに、報告徴求の枠組みに基づき、検証機能からの情報の提出を求めることを現時点の方向性とし、提出期限については引き続き検討する。
論点5.1②	保険数理機能の役割及び提出情報	保険数理機能の役割として想定されるもののうち、新規制導入に向けて優先的に検討すべき「規制上の資本要件の充足状況の評価」については、少なくとも規制上のESRの計算に用いる保険負債が適切に計算されていることを検証すること、検証結果をまとめたレポートを取締役会等及び当局に報告することを基本的な方向性とする。



5. ESRに関する検証の枠組み

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
論点5.1③	ESR検証機能の役割及び提出情報	ESRの計算に関する適切性を確保するための態勢を整備すること、検証結果をまとめたレポートを取締役会等及び当局に報告することを基本的な方向性とする。
論点5.1④	検証機能に求められる資格要件、独立性及び適格性要件	保険数理機能の責任者の資格要件を日本アクチュアリー会正会員等とすることや、保険数理機能・ESR検証機能の責任者の独立性・適格性要件について最低限の要件を定めること等を基本的な方向性とし、引き続き検討する。
論点5.1⑤	新規制導入後における保険計理人の確認事項の整理	保険数理機能の責任者の要件として保険計理人であることを制度上必須としないこと、及び、保険計理人による「保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか」に関する確認業務を廃止することを基本的な方向性とする。保険計理人の実務基準に規定されている業務や新規制における保険計理人のESRへの関わり方を日本アクチュアリー会と連携しつつ検討する。
5.2 外部専門家による検証		
論点5.2①	外部専門家による検証の枠組み	SMRにおいてもソルベンシー評価の基礎となるバランスシートは監査の対象であること等を踏まえ、経済価値ベースのバランスシートを対象とした合理的保証業務を前提に制度の枠組みの検討を進める。
論点5.2②	IFRSを適用した場合の検証の取扱い	IFRS適用保険会社における検証の省力化の可能性について引き続き検討する。

6. ESRに基づく監督措置

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
6.1 ESRに基づく監督措置の枠組み		
論点6.1①	区分の設定	現行制度の枠組み（非対象区分から第三区分までの4つの区分）を踏襲することを基本的な方向性とする。
論点6.1②	ESRに基づく監督措置の内容	区分に応じた措置内容については、現行制度と同様に、ESRの水準の低下に応じて措置内容を段階的に強めるものとするを基本的な方向性とする。
6.2 PCR		
論点6.2①	PCRの水準	PCRの水準をESR = 100%として第一区分の監督介入開始点とすることを基本的な方向性とする。
論点6.2②	PCRに抵触した場合の回復期間	第一区分の監督介入開始点に抵触した場合は、開始点までの回復を現行制度と同様の期間（原則1年以内）とすることを基本的な方向性とし、引き続き検討する。第二区分の監督介入開始点に抵触した場合は、早期の回復を意識した監督上の対応を検討することとし、市場環境の状況などによって回復期間の延長を考慮することについても検討する。



6. ESRに基づく監督措置

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
6.3 MCR		
論点6.3①	MCRの計算手法	PCRとMCRの計算手法を同一とすることを基本的な方向性とする。
論点6.3②	MCRの水準	MCRの水準は、ESR = 0%を一定程度上回る単一の水準を設定する方向性で検討する。
論点6.3③	MCRに抵触した場合の回復期間	第二区分に比べてより緊急性が求められることから早期の回復を意識した監督上の対応を検討する。
6.4 実質資産負債差額の取扱い		
論点6.4①	実質資産負債差額の取扱い	早期是正措置の区分命令の枠組みから実質資産負債差額の取扱いを廃止する方向性で検討する。
6.5 破綻処理との関係		
論点6.5①	破綻処理との関係	早期是正措置と破綻処理との関係について引き続き検討する。

7. 第2の柱

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
論点7.①	内部管理の高度化	各社のORSAの活用状況等を踏まえ、引き続きERM態勢の高度化を促進するための方策について検討する。
論点7.②	内部管理における内部モデルの高度化	各社の内部モデルの主体的な高度化を促すために、内部モデルの活用状況をモニタリングし、当局による内部モデルの好事例の公表等の方策について検討する。
論点7.③	内部モデルのモデルガバナンス	FT23を通じた情報収集を踏まえ、監督指針における内部モデルガバナンスに係る着眼点の見直しを検討する。
論点7.④	第1の柱では捉えきれないリスク	第1の柱で捉えきれないリスク（流動性リスク等）や定量化が難しいリスク（気候変動リスク、サイバーリスク等）について、保険会社の抱えるリスクを把握・分析し、当局のモニタリングの着眼点を検討する。
論点7.⑤	流動性リスク管理態勢	保険会社の流動性リスク管理態勢に係る着眼点や徴求資料の見直しについて、ORSALレポートから得られる各社の現時点の流動性リスクの管理状況を踏まえ、引き続き検討する。
論点7.⑥	当局へのESRに関するデータ・資料の提出	FTのテンプレートをベースに、モニタリング上の活用や中間期末における簡便的な取扱い等を踏まえ検討する。



8. 第3の柱

番号	論点	基準の最終化に向けての方向性
8.1 開示項目		
論点8.1①	定量的な開示項目	①所要資本・適格資本、②バランスシートに係る情報、③感応度分析、④変動要因分析等の市場関係者にとって有用性が高いと考えられる定量的情報の開示を求めることを基本的な方向性とする。
論点8.1②	定性的な開示項目	リスク管理等に係る重要な情報、ESRの適切性の確保を説明するガバナンス情報、定量的な開示項目を補足する上での重要な情報等の市場関係者にとって有用性の高いと考えられる定性的情報の開示を求めることを基本的な方向性とする。
8.2 開示の比較可能性の確保		
論点8.2①	開示の比較可能性の確保	法定開示項目については、当局が様式を定めて開示すべき項目や開示雛形を示すことにより、各社間での開示情報の統一化を図ることで比較可能性を向上させることを基本的な方向性とする。
8.3 消費者向け開示		
論点8.3①	消費者向け開示	現行の取組（ディスクロージャー誌の公開）を参考とし、新規制導入後も、業界団体との連携を通じて同様の解説資料等を活用することにより、消費者の理解を促進することを基本的な方向性とする。
8.4 開示方法・時期		
論点8.4①	開示方法	SMRの対応と同様の方法で求めることを基本的な方向性とする。
論点8.4②	開示時期	現行と同様に、事業年度経過後4か月以内とすることを基本的な方向性としつつ、保険会社の実務負担も踏まえながら引き続き検討を進める。